

ST-Nominator の審査体制の確認について

大阪デジタルエクステンジ株式会社

- START 市場における投資者保護の充実と市場運営の透明性を向上することを目的として、ST-Nominator となり得る者については、以下に記載の点を中心に ST-Nominator としての体制が整備されていること¹を当社にて確認の上、判断させていただきます。

- 具体的な確認項目

項目	主な確認用帳票類	確認のポイント
① 審査部門の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の体制図（それぞれの担当エンティティの人数と主な機能を記したもの） ・審査部門の責任者及び主たる審査担当者の経歴書 ・申請前1年間における募集実績（件数と各案件の概要） ・当該年度及び次年度に見込む募集件数 ・商品類型ごとの標準審査スケジュール及び主な審査ポイントを説明した資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な審査が行い得るか。 ・募集が予定される ST 商品数に対して適切な審査が行い得る体制となっているか。
② 営業部門及び商品組成部門との隔離状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分掌に係る規程等 ・利益相反管理関係の規程等 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1線の意向に影響を受けることなく、客観的な審査を行い得る蓋然性が構築されているか。審査部門からのフィードバックが適切に当該商品乃至第1線部門の機能

¹ セキュリティトークン取扱規程第13条（ST-Nominator の機能と役割等） 第3項第2号「ST-Nominator として発行者等の審査を行う能力及び体制が相応に整備されていること。」

	項目	主な確認用帳票類	確認のポイント
			に反映される体制となっているか。
③	商品組成～募集開始までのプロセス	・商品の組成から募集開始までの意思決定プロセスと各段階におけるガバナンスの状況を確認できる資料	・社として適切なガバナンスを機能させ、セキュリティトークン商品の組成や募集、そしてセカンダリーにおける取次ぎ等が、顧客本位に運営される蓋然性があるか。
④	セキュリティトークン商品の調査・審査手法等	・セキュリティトークン取扱規程第13条第1項及び第2項 ² に掲げる事項を充足するためのプロセス又は手法の概要を説明した資料	・ST-Nominatorとして有効に機能し得るか。

² セキュリティトークン取扱規程第13条第1項「ST-Nominatorは、当社市場におけるセキュリティトークンの取扱適正性について調査を実施し、その結果を当社に報告するものとする。」、第2項「ST-Nominatorは、自社が実施した当該セキュリティトークンのスキーム、利用するプラットフォームの技術的安全性や運営上の健全性、あるいは当該セキュリティトークンの裏付資産にかかるデューデリジェンス（法律的な観点、ビジネス上の観点、財務的な観点等）などに関し、当社の取扱審査を促進するために一定の範囲内で共有するものとする。また、当社が提供された情報に基づき行うヒアリングに協力するものとする。」